

電力法(No.28/2004/QH11):目次

※2012年11月20日付電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律No.24/2012/QH13、並びに2018年6月15日付マスタープランに関連する11法律の幾つかの条項を改正及び補充する法律No.28/2018/QH14により改正された2004年12月3日付電力法No.28/2004/QH11の目次を記載したもの。(2018年6月29日公表:国会事務局No.03/VBHN-VPQH)

第1章:一般規定		第6章:電力ユニット及び電力需要家の権限/権利及び義務	
第1条	調整範囲	第39条	発電ユニットの権限及び義務
第2条	適用対象	第40条	送電ユニットの権限及び義務
第3条	用語解説	第41条	配電ユニットの権限及び義務
第4条	電力開発政策	第42条	国家電力システム調整ユニットの権限及び義務
第5条	電気事業における国際協力	第43条	電力卸売ユニットの権限及び義務
第6条	電力に関する法令の周知、普及及び教育	第44条	電力小売ユニットの権限及び義務
第7条	電気事業及び電力利用において禁止されている各々の行為	第45条	電力専門コンサルタントユニットの権限及び義務
第2章:電力開発マスタープラン及び電力開発投資		第46条	電力需要家の権利及び義務
第8条	電力開発マスタープラン	第47条	大口需要家の権利及び義務
第8a条	(削除)	第7章:電力機器・設備及び電力施設の保護並びに電力安全	
第9条	電力開発マスタープランの立案、審査決定、承認、公表、実施組織及び調整	第48条	電力機器・設備及び電力施設の保護並びに電力安全の責務
第10条	電力開発マスタープランの立案、審査決定、承認、公表、実施組織及び調整、並びに実施の評価の費用	第49条	電力施設及びその他の各々の施設の建設、改修及び利用の終了時における共同実施を行う責務
第11条	電力開発投資	第50条	高圧電力グリッド保護エリア
第12条	各々の電力施設のための土地利用	第51条	架空送電線の安全保護
第3章:発電、送電、配電及び電力利用における節約		第52条	地下送電ケーブルの安全保護エリア
第13条	節電に係る政策並びに奨励及び促進措置	第53条	発電所の安全保護エリア
第14条	発電における節約	第54条	発電における安全
第15条	送電、配電における節約	第55条	送電、配電における安全
第16条	電力利用における節約	第56条	国家電力システムへの接続における安全
第4章:電力市場		第57条	生産のための電力利用の安全
第1節:電力市場における活動の原則、対象、形式及び内容		第58条	生活、サービスのための電力利用における安全
第17条	活動原則	第59条	直接の保護手段としての電力の利用
第18条	電力市場の形成及び開発	第59a条	電気事故の処理
第19条	電力市場に参加する対象	第8章:農村、山岳地帯、国境、島嶼における電力サービス	
第20条	電力市場における電力売買	第60条	農村、山岳地帯、国境、島嶼における電力開発政策
第21条	電力市場における取引活動及び取引運営	第61条	農村、山岳地帯、国境、島嶼における電力開発投資
第2節:期限のある契約に促った電力売買及び電力供給サービス		第62条	農村、山岳地帯、国境、島嶼における売電価格
第22条	期限を有する電力売買契約	第63条	灌漑用電力料金の支払い
第23条	電力料金の支払い	第64条	農村、山岳地帯、国境、島嶼における電力安全
第24条	電気計量	第9章:電気事業及び電力利用に関する国家管理	
第25条	電気計量設備の検証、校正及び試験	第65条	電気事業及び電力利用に関する国家管理の責務
第26条	電力品質の確保	第66条	電気事業に係る規制
第27条	電力供給の停止、電力供給量の減少	第67条	電力分野専門調査官
第28条	外国との電力売買	第10章:施行条項	
第3節:電力価格		第68条	電力事業を行っている組織又は個人に対する規定
第29条	電力価格政策	第69条	施行効力
第30条	電力価格の立案及び調整根拠	第70条	施行ガイダンス
第31条	電力価格及び各々の種類の料金		
第5章:電気事業許可証			
第32条	電気事業許可証の対象、発給条件、改正、補充		
第33条	電気事業許可証の発給、改正、補充に係る申請書類		
第34条	電気事業許可証を免除する場合		
第35条	電気事業許可証の内容		
第36条	電気事業許可証の発給、改正、補充の期限		
第37条	電気事業許可証の取消し		
第38条	電気事業許可証の発給、改正、補充、取消しの権限		